

第116期 定時株主総会招集ご通知

日時

2022年6月28日(火曜日)午前10時
(受付開始：午前9時)

場所

千葉市中央区千葉港1番2号
当行本店3階大ホール

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役3名選任の件

ご来場自粛のお願い

多くの株主さまが来場する株主総会は、集団感染リスクがあります。極力、事前の議決権行使をいただき、株主の皆さまの健康と安全を最優先に考え、ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主さまへお配りするお土産はご用意しておりませんので、ご了承くださいませ。よう何とぞよろしくお願い申し上げます。

ごあいさつ

株主の皆さまには、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。当行グループは、一日も早く地域経済・社会が活力を取り戻せるよう、地域金融機関としての責務を全力で果たしてまいります。

新型コロナウイルス感染症は、働き方や消費行動など、多くの価値観の変化をもたらしました。また、コロナ禍を機に、「デジタル化」や「脱炭素化」の流れは世界的に加速し、長期的な社会構造の変化が進んでいます。

このような環境のなか、当行は、2020年4月から2023年3月までの3年間の計画期間とする第14次中期経営計画「NEXT STEP 2023 ～未来へ、つながる・超える～」において、ビジョンとして掲げる「金融機能の深化と地域金融の新たなモデル構築による、『カスタマー・エクスペリエンス』の向上」の実現に向け、4つの基本方針に基づき、各種施策に積極的に取り組んでいます。

「お客さまや地域社会のパートナーとして、最新の金融サービスを提供し、地域経済の持続的な発展に貢献する」という当行グループが果たすべき使命のもと、今後もお客さまや地域にしっかりと寄り添い、真にお役に立てる銀行を目指してまいります。

今後ともご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

株式会社千葉銀行

取締役頭取・グループCOO

米本 努



目次

■ 第116期定時株主総会招集ご通知	2
■ インターネット等による議決権行使のご案内 (添付書類)	4
■ 第116期事業報告	5
■ 計算書類等 計算書類	35

連結計算書類	38
監査報告書	40
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	45
第2号議案 定款一部変更の件	46
第3号議案 取締役3名選任の件	48

株主各位

千葉市中央区千葉港1番2号
株式会社 千葉銀行
取締役頭取 米本 努

招集ご通知

事業報告

計算書類等

株主総会参考書類

第116期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第116期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止について慎重に検討いたしました結果、適切な対策を実施したうえで開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、健康と安全を第一に考え、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	千葉市中央区千葉港1番2号 当行本店3階大ホール
3 目的事項	報告事項 (1) 第116期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件 (2) 第116期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役3名選任の件

議決権行使について

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合



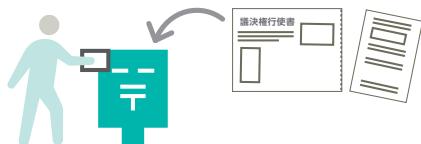
当行指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.e-sokai.jp>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)午後6時

詳細は次頁をご覧ください。

郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)午後6時

株主総会ご出席による議決権行使の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会
開催日時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以上

- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び当行定款第16条の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイト(<https://www.chibabank.co.jp/company/>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類及び連結計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」も含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト(<https://www.chibabank.co.jp/company/>)に掲載させていただきます。
- ◎ 当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

インターネット等による議決権行使のご案内

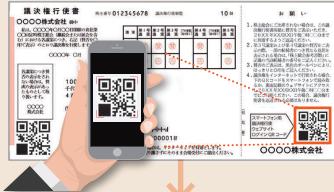
インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.e-sokai.jp>）をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は下記記載のとおり同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

スマート行使[®]による方法 (スマートフォンをご利用する場合)



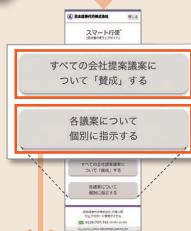
1 QRコードを読み取る

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る。



2 議決権行使方法を選ぶ

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ。



3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択。



4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了です。



※上記方法での議決権行使は1回に限ります。一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。詳しくは、同封の「スマート行使[®]」の使い方をご覧ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使ウェブサイトへアクセス (パソコン等をご利用する場合)



議決権行使ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

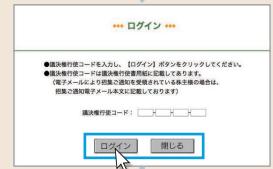
1 ウェブサイトへアクセス

「次へすすむ」をクリック。



2 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック。



3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック。



ご注意事項

- インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザが機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社代理人部
【ウェブサポート専用ダイヤル】

0120-707-743 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

1 当行の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果等

① 主要な事業内容

当行は、千葉県を主要な地盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務、為替業務に加え、日本銀行等金融機関の代理業務、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務、信託業務などを通じ、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しています。

② 金融経済環境

国内経済 ▶ 当期のわが国経済をかえりみますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続いたものの、各種政策の効果や海外経済の回復により、設備投資や生産などに持ち直しの動きが見られています。ただし、感染症のまん延やウクライナ情勢等による原材料価格の高騰などにより、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

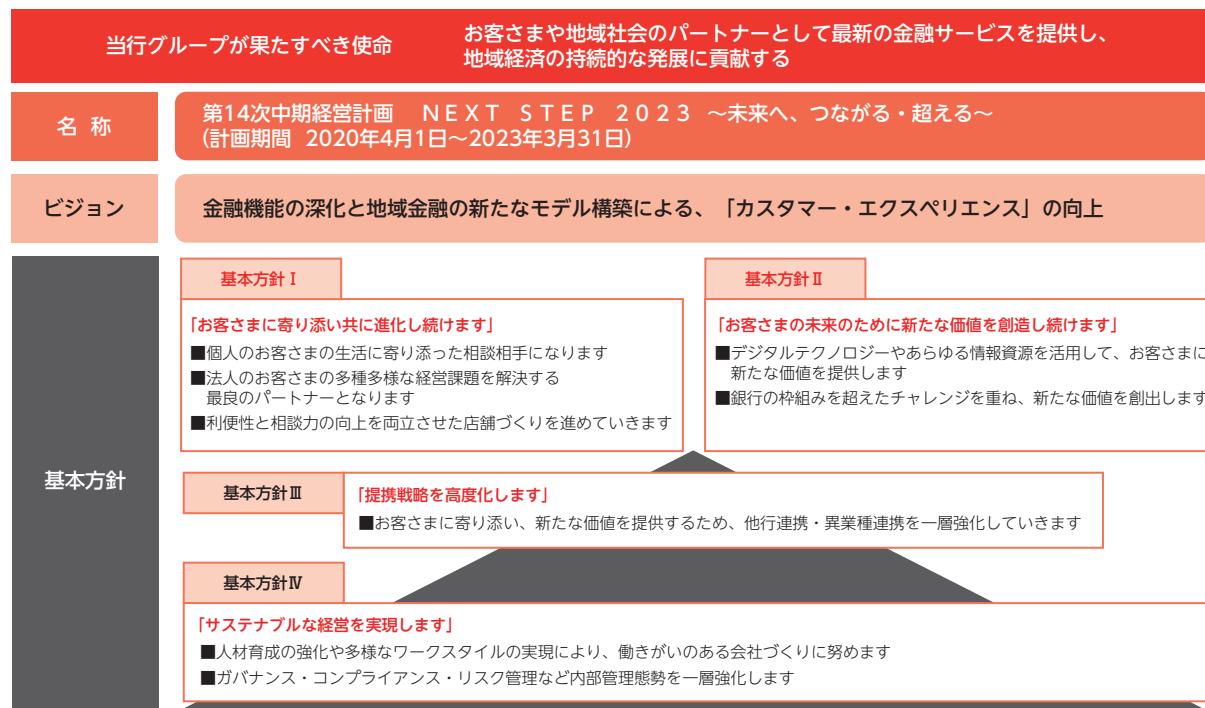
県内経済 ▶ 県内経済につきましては、感染症の影響により、外食や宿泊などの対面サービス業では厳しい状況が続いています。一方で、製造業などの業績が堅調に推移していることや、交通インフラ整備や物流施設などの官民プロジェクトの進展に加え、都市部の住宅ニーズを背景とした底堅い建設需要などから全体としては持ち直しの動きが続いています。

金融情勢 ▶ 無担保コール翌日物金利は期を通して△0.02%前後で推移し、長期国債の流通利回りは一時0.00%まで低下しましたが、期末にかけては欧米の金利政策などの影響により0.20%を超える水準まで上昇しました。日経平均株価は一時24,000円台まで下落しましたが、期末には企業収益の改善期待から28,000円前後まで回復しました。

③ 事業の経過及び成果

このような金融経済環境のなか、当行は、2020年4月から2023年3月までの3年間を計画期間とする第14次中期経営計画「NEXT STEP 2023 ～未来へ、つながる・超える～」において、ビジョンとして掲げる「金融機能の深化と地域金融の新たなモデル構築による、『カスタマー・エクスペリエンス』の向上」の実現に向け、4つの基本方針に基づき、各種施策に積極的に取り組みました。

【本中期経営計画の概要】



◇基本方針Ⅰ「お客さまに寄り添い共に進化し続けます」

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、顕在化した事業者の経営課題や、個人の価値観・行動の変化に対応するため、既存業務を進化させ、お客さまや地域社会にとって真に価値あるサービスを提供しました。

個人のお客さまに対しては、「ライフデザインシステム」などを活用しながら、一人ひとりの生活に寄り添い、ライフイベントに沿った最適な金融サービスを提供しました。『「お客さま本位」の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）に関する方針』に基づく取組みを徹底したことにより、昨年6月に株式会社格付投資情報センター（R & I）による「R & I顧客本位の投信販売会社評価」において、Sランクを取得しました。

法人のお客さまに対しては、将来にわたる経営パートナーとして、円滑な資金対応のほか、本業支援や事業再構築に向けた伴走支援に注力しました。なかでも、経営課題の解決に向けたコンサルティングサービスを行う「アドバイザリー業務」や、昨年4月に新たに取扱いを開始した、お客さまのデジタル化支援を行う「ICTコンサルティング業務」に注力しました。また、昨年6月に経営承継の専担部署として経営承継コンサルティング部を新設し、事業承継やM&Aニーズなどへの対応力の向上に努めました。

地方創生では、地域社会の持続的な発展及び地域経済の活性化、市民サービスの向上を図るため、昨年10月に松戸市と地方創生SDGsに関する包括連携協定を締結したほか、いすみ鉄道株式会社や一般社団法人銚子市観光協会、東庄町観光協会、南房総観光圏協同組合などと、地域活性化に向けたさまざまな実証事業の支援に注力しました。

また、当行グループが全面的に事業化をサポートした「有害鳥獣駆除代行×ジビエ食肉流通」事業化支援プロジェクトが、今年3月に内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局の「令和3年度 地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」として選出されました。

◇基本方針Ⅱ「お客さまの未来のために新たな価値を創造し続けます」

将来を見据え、銀行の枠組みに捉われない新たなサービスの開発や事業領域の開拓を進めました。

(DXへの取組み)

環境変化に対応するため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）への取組みを重要課題と捉え、昨年4月に専担部署として新設した「デジタル改革部」を中心に諸施策を組織横断的に進めました。また、こうしたDX戦略の実現に向けた体制整備への取組みなどが評価され、今年3月に経済産業省より「DX認定事業者」に認定されました。

お客さまの利便性向上を図るため、取引の起点となる「ちばぎんアプリ」において、他行宛振込やカードローン借入、税公金支払いなどの機能追加を行うとともに、事業者と当行をつなぐあらゆるサービスのハブとなるデジタルチャネルとして、昨年4月に「ちばぎんビジネスポータル」の提供を開始しました。また、昨年7月に仮想データ統合ツールを導入し、行内外の各種データから潜在ニーズを把握したうえで、お客さまにパーソナライズ化した付加価値の高い提案を行うなど、データマーケティングの高度化を図りました。

キャッシュレス事業では、地域エコシステムの実現に向け、TSUBASAキャッシュレス決済プラットフォームの構築を進め、「ちばぎんアプリ」との連携などサービスの拡充を図りました。また、グループ体運営の強化や業務運営の効率化、提携行との協業態勢の強化を図るため、グループ会社も含めたキャッシュレス関連事業の活動拠点集約を行いました。

(新事業への取組み)

非金融分野から地域の活性化や取引先の本業支援を行うため、昨年5月に地域商社「ちばぎん商店株式会社」を新設しました。10月に購入型クラウドファンディングサイト「C-V A L U E」をリリースし、新商品・新サービス・新プロジェクトなど千葉の新たな価値の提供に努めました。

当行、第四北越銀行、中国銀行、及び野村ホールディングス株式会社の4者で、オンラインによる中立的なアドバイスに特化した新たな金融コンサルティングサービスを提供するため、今年1月に「株式会社オンアド」を新設し、4月に事業を開始しました。

◇基本方針Ⅲ「提携戦略を高度化します」

他行や異業種との連携を一層強化し、新たなサービスや事業の創出を進めました。

TSUBASAアライアンスでは、昨年10月に、「TSUBASAアライアンス株式会社」内に、事業戦略部を設置しました。参加行の企画部門の担当者が一堂に集まることにより緊密な連携が可能となり、「DX」「人材育成・ダイバーシティ」「SDGs」「情報集約・活用」「新事業」などの重要課題に関する共同化や集約化などの検討を加速させました。

千葉・武蔵野アライアンスでは、今年1月に「TSUBASAキャッシュレス加盟店サービス」における協業を開始しました。また、昨年4月よりスタートした「千葉・武蔵野アライアンス新5か年計画」に基づき、アプリなどデジタル領域における協業やバックオフィス業務などの共同化・共通化領域の拡大、人材交流の促進などを行いました。

千葉・横浜パートナーシップでは、シンジケートローンの組成や顧客紹介など法人部門での連携をさらに強化するとともに、保険商品の共同開発や両行のグループ会社が組成する投資信託の相互導入など、個人分野での連携にも注力しました。

異業種との連携では、昨年8月に株式会社チェンジとDX推進における戦略的協働パートナーとして業務提携し、お客さまへのサービスの向上や地域経済の活性化に向け、新たな領域における事業開発や、DX人材の育成、自治体におけるDX支援などで協働しました。

◇基本方針Ⅳ「サステナブルな経営を実現します」

将来の環境変化にも揺るがない、サステナブルな経営を実現するため、業務効率化や人材育成、SDGsなどへの取組みを進めました。

（業務効率化）

営業店業務におけるペーパーレス・印鑑レス化を実現するため、昨年4月に中国銀行と「TSUBASA汎用ペーパーレスシステム」構築に向けた共同開発に着手したほか、11月に住宅ローンにおける「ちばぎん電子契約サービス」の取扱いを開始しました。

（人材育成）

昨年4月にグループ全体の人事戦略の高度化を図るため、グループCHRO（最高人事責任者）を新たに配置しました。また、本部トレーニーや外部企業等への派遣を積極的に行うことにより人材育成の強化に努め、なかでも、行内研修や外部派遣などを通じてDXに関する専門スキルを高める「DXトレーニー」を活用することにより、DX人材の育成に注力しました。加えて、昨年10月に「DX認定制度」を新設し、DX人材を3つのレベルに分類したうえで、育成目標人数を策定したほか、全ての職員のDXに関するリテラシー向上に向けITパスポートの取得を推奨した結果、今年3月末時点での取得者合計は1,343名となりました。

（SDGs）

「ちばぎんグループサステナビリティ方針」のもと、長期志向で社会価値と経済価値との両立を目指し、ESG課題への取組みを積極的に進めるとともに、「ちばぎんグループSDGs宣言」にて特定した5つのマテリアリティのもと、グループ一体となって、事業活動を通じた社会・環境課題の解決に貢献する取組みを進めました。

また、組織横断的にSDGsへの取組みを強化するため、昨年10月に専担部署として経営企画部内に「SDGs推進室」を新設したほか、今年1月に千葉県が制定した「ちばSDGsパートナー登録制度」の趣旨に賛同し、地域におけるSDGs普及促進のための枠組みとして発足した「ちばSDGs推進ネットワーク」に参加しました。

▶ 「環境」 「脱炭素」

グループ一体となって「脱炭素社会」の実現に向けた取組みを一層加速させていくため、今年3月に「2030年度カーボンニュートラル達成」の目標を公表しました。また、賛同を表明しているTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に基づき、気候変動による影響に関する情報開示を積極的に行いました。

さらに、「ちばぎんサステナビリティ・リンク・ローン」や「ちばぎんグリーンローン」、「ちばぎんSDGsリーダーズローン」の取扱いを開始するなど、サステナブル・ファイナンスの取組みにも注力したほか、お客さまの「脱炭素」に向けたコンサルティングなどを強化することにより、地域全体のカーボンニュートラル実現に向けた取組みを進めました。

こうした気候変動に関する取組みや情報開示等が評価され、環境分野で世界的に権威のある非営利団体CDPによる2021年気候変動調査において、邦銀として最高水準となる「A-」の評価を取得しました。

▶ 「社会」 「ダイバーシティ&インクルージョン」

新型コロナウイルス感染症に対応する臨時的医療施設・宿泊療養施設への活用を目的として、昨年11月に「ちばぎん研修センター」（千葉市稲毛区長沼町）を千葉県に提供しました。また、生活困窮者支援やフードロス問題に取り組むため、家庭で余っている食品を職員から募る「ちばぎんフードドライブ2021」を実施したほか、千葉市が起業家精神を持つ人材を育成することを目的として設立した「ちばアントレプレナーシップ教育コンソーシアム Seedlings of Chiba」へ参画しました。

また、多様な人材がお互いに尊重し合い、いきいきと活躍する風土を醸成するため、ダイバーシティ&インクルージョンの推進にも積極的に取り組みました。昨年7月に女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（第2期：2021年7月2日から2026年7月1日）を策定し、「リーダー職以上に占める女性比率を30%以上とする」「有給休暇の取得率を80%以上とする」「男性の育児休業取得率100%を継続する」という3つの数値目標を設定し、職員が持てる能力を發揮しながら活躍できる組織づくりに注力しました。

こうした取組みの結果、経済産業省・東京証券取引所が女性活躍推進に優れた企業を評価する「なでしこ銘柄」に5年連続で選定されるとともに、女性活躍推進法に基づく認定マーク「プラチナえるぼし認定」を銀行業として全国で初めて取得することができました。

▶ 「ガバナンス」

社外取締役3名を含む9名の取締役からなる取締役会が経営方針やその他重要な業務執行を決定するとともに、業務執行の監督を適切に行いました。また、取締役会の実効性評価に基づき、重要な議案の審議に十分な時間を割き議論を活性化させるため、議案の新設や統合など付議議案の見直しを行ったほか、取締役会の議案以外で中長期的な重要テーマに関するフリーディスカッションを実施するなど取締役会の運営の高度化に努めました。

このほか、グループCEOによる全体統括のもと、グループチーフオフィサーを所管分野の責任者として配置しており、グループを統合的に管理しました。

さらに、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主との一層の価値共有を進めるため、昨年6月に役員報酬制度の見直しを行い、賞与及び譲渡制限付株式報酬制度を導入したほか、株主の皆さまとの建設的な対話に向け、IR活動などを通じて積極的な情報開示に努めました。

このような活動により、当期につきましたは、次のような成果を収めることができました。この間のお客さま並びに株主の皆さまのご支援に厚くお礼申し上げます。

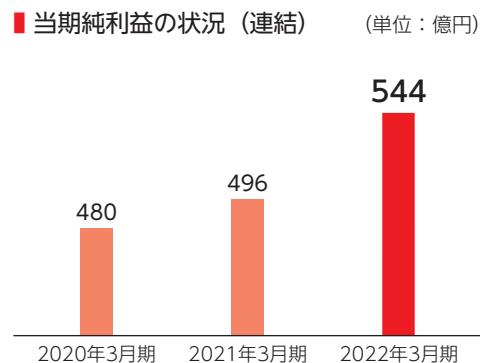
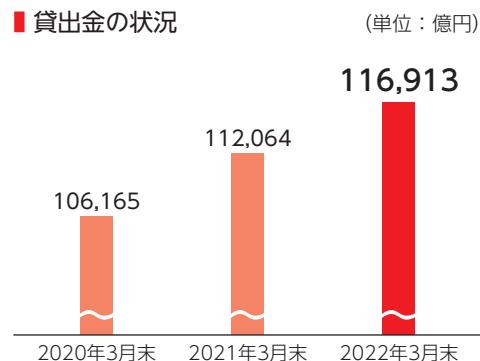
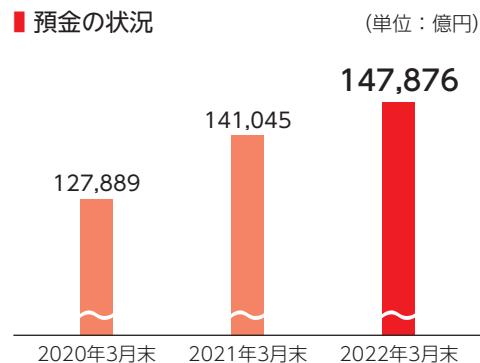
預金等 ▶ 預金につきましては、個人預金が前期末比4,915億円増加したことなどにより、期末残高は前期末比6,831億円増加し、14兆7,876億円となりました。また、投資信託のお預かり残高は、前期末比463億円増加し、3,426億円となりました。

貸出金 ▶ 貸出金につきましては、お客さまのお借入のニーズに積極的にお応えしたことから、期末残高は前期末比4,848億円増加し、11兆6,913億円となりました。

特定取引 ▶ 特定取引資産につきましては、期末残高は前期末比194億円減少し、1,379億円、また特定取引負債は、前期末比63億円減少し、104億円となりました。

有価証券 ▶ 有価証券につきましては、期末残高は前期末比826億円増加し、2兆4,632億円となりました。

損益状況 ▶ 損益につきましては、預金及び貸出金の増強などにより、収益力の向上を図りました。この結果、経常利益は736億50百万円、当期純利益は523億28百万円となりました。また、連結の経常利益は788億27百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は544億98百万円となりました。



店 舗 ▶ 店舗につきましては、千葉の新たな情報配信スポットとして注目されている「マインズ千葉」に千葉駅前支店を移転するとともに、同店舗内に当行グループの新たな取組みを発信する拠点として「ちばぎんイノベーションラウンジ」を新設しました。

また、都賀支店を新築移転したほか、お客さまとの重要な接点として捉え、エリア毎の特性を踏まえた店舗ネットワークの見直しを行いました。当期末の営業所数は、本店のほか164支店（うち仮想店舗3か店）、15出張所、5 特別出張所の合計185か店、店舗外現金自動設備は50,236か所（うち自行の店舗外現金自動設備は267か所、セブン銀行との提携による共同A T Mは24,368か所、イーネットとの提携による共同A T Mは12,100か所、ローソン銀行との提携による共同A T Mは13,501か所）となりました。このほかでは、両替出張所3か所、海外駐在員事務所3か所となっております。

4 当行の対処すべき課題

わが国経済は、全体としては持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による供給制約に加え、ウクライナ情勢により拍車がかかったインフレ圧力が深刻さを増しているなど景気の不透明感が一段と高まっています。

このような環境のなか、「お客さまや地域社会のパートナーとして最新の金融サービスを提供し、地域経済の持続的な発展に貢献する」という当行グループが果たすべき使命のもと、第14次中期経営計画「NEXT STEP 2023 ～未来へ、つながる・超える～」で掲げた4つの基本方針に基づき、各種施策を着実に実行してまいります。なかでも、「DX」や「SDGs」「人材育成」への取組みについては、優先的に取り組む重要な課題と捉えており、グループチーフオフィサーによる組織横断的な管理のもと、グループ一体となった取組みを強化してまいります。

《DXへの取組み》

新型コロナウイルス感染症の拡大などを背景として社会全体でデジタル化が進展するなか、DXへの取組みは一層重要性が高まっています。「お客さま向けサービスの変革」「業務運営の変革」「人事戦略の変革」など、DX戦略をさらに加速させてまいります。

《SDGsへの取組み》

当行のみならず、地域やお客さまが持続的に発展していくため、SDGsへの取組みは不可欠となっており、なかでも、「脱炭素」に向けた取組みを喫緊の重要課題として捉えております。「2030年度カーボンニュートラル達成」に向け、グループ一体となった取組みを進めるとともに、お客さまへのコンサルティングやサステナブル・ファイナンスの取組みを一層強化してまいります。

《人材育成への取組み》

デジタル化の進展などにより非対面での取引が増えていくなか、職員の対面でのコミュニケーション能力や専門性の向上により、お客さまへのご提案を一層高度化させていくことが重要となるため、これまで以上に人材育成に注力してまいります。

また、当行の持続的な発展に向け、所属長のマネジメント力の強化に加え、職員自らが主体的に考え、行動を起こすという企業文化の醸成に努めてまいります。

引き続き、お客さま、株主の皆さま、地域社会の方々などのご期待にお応えできるよう最大限の努力を尽くす所存でございます。株主の皆さまにおかれましても、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	12,333,421	12,788,913	14,104,504	14,787,688
定期性預金	3,464,506	3,369,894	3,444,087	3,415,830
その他	8,868,915	9,419,018	10,660,417	11,371,857
社 債	116,578	115,229	83,160	103,331
貸 出 金	10,136,875	10,616,525	11,206,449	11,691,342
個人向け	3,701,369	3,792,870	3,899,060	3,997,946
中小企業向け	4,600,991	4,857,155	5,200,709	5,452,736
その他	1,834,515	1,966,499	2,106,679	2,240,659
特定取引資産 (トレーディング資産)	188,088	412,833	157,387	137,929
特定取引負債 (トレーディング負債)	22,216	25,641	16,792	10,448
有 価 証 券	2,082,715	2,103,737	2,380,625	2,463,245
国 債	263,875	170,936	187,008	163,323
その他	1,818,839	1,932,801	2,193,616	2,299,922
総 資 産	14,891,602	15,537,059	17,795,820	19,011,209
内 国 為 替 取 扱 高	70,579,791	72,002,112	71,610,148	77,185,964
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 4,689	百万ドル 4,961	百万ドル 4,767	百万ドル 5,295
経 常 利 益	67,051	67,872	64,237	73,650
当 期 純 利 益	48,006	45,937	45,698	52,328
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	62円10銭	61円20銭	61円51銭	70円55銭
信 託 財 産	2,578	2,964	3,898	9,044
信 託 報 酬	23	8	23	115

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	238,616	242,982	232,940	236,092
経常利益	72,467	72,617	71,819	78,827
親会社株主に帰属する当期純利益	50,478	48,037	49,641	54,498
純資産額	952,267	929,334	1,041,756	1,059,091
総資産	14,964,129	15,609,936	17,898,168	19,104,764

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 使用人の状況

	当年度末
使用人数	4,070人
平均年齢	39年2月
平均勤続年数	15年8月
平均給与月額	430千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、執行役員12人及び臨時雇員並びに嘱託を含んでおりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

4. 営業所等の状況

イ. 営業所数

			当年度末	
			店	うち出張所
千	葉	県	159	(18)
東	京	都	15	(1)
埼	玉	県	3	(—)
茨	城	県	4	(1)
大	阪	府	1	(—)
国	内	計	182	(20)
米		州	1	(—)
欧		州	1	(—)
ア	ジ	ア	1	(—)
海	外	計	3	(—)
合		計	185	(20)

(注) 上記のほか、両替出張所、海外駐在員事務所及び店舗外現金自動設備を以下のとおり設置しております。

		当年度末
両	替出張所 (成田空港)	3か所
海	外駐在員事務所	3か所
店	舗外現金自動設備	50,236か所

ロ. 当年度新設営業所

当年度において、新設した営業所はありません。

(注) 当年度において、柏支店柏プラザ出張所を廃止しております。
このほかに、次のとおり店舗外現金自動設備の新設・廃止を行いました。

○店舗外現金自動設備の新設

当行ATM	3か所
セブン銀行との提携による共同ATM	1,159か所
イーネットとの提携による共同ATM	143か所
ローソン銀行との提携による共同ATM	349か所

○店舗外現金自動設備の廃止

当行ATM	36か所
セブン銀行との提携による共同ATM	611か所
イーネットとの提携による共同ATM	256か所
ローソン銀行との提携による共同ATM	296か所

ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社 武蔵野銀行	武蔵野銀行池袋支店 東京都豊島区東池袋一丁目24番1号 (ニッセイ池袋ビル11階)	普通銀行

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社 武蔵野銀行

5. 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	6,146
---------	-------

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	3,317
営業店舗施設	1,144

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

6. 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社総武	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	千葉銀行用店舗・厚生 施設の賃貸、保守、管 理及び調度品・消耗品 等の調達、販売業務	百万円 20	% 100.00	—
ちばぎんキャリア サービス株式会社	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	経理総務関連業務、 職業紹介業務	20	100.00	—
ちば債権回収株式会社	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	債権管理回収業務	500	100.00	—
ちばぎんハートフル 株式会社	千葉県美浜区真砂 四丁目1番10号	千葉銀行の事務代行 業務	10	100.00	—
ちばぎん証券株式会社	千葉市中央区中央 二丁目5番1号	証券業務	4,374	100.00	—
ちばぎん保証株式会社	千葉市稲毛区稲毛東 三丁目17番5号	住宅ローン等に係る信 用保証業務	54	45.63	—
ちばぎんジェーシー ピーカード株式会社	千葉県美浜区中瀬 二丁目6番地1	クレジットカード業務、 信用保証業務	50	49.00	—
ちばぎんディーシー カード株式会社	千葉県美浜区中瀬 二丁目6番地1	クレジットカード業務、 信用保証業務	50	40.00	—
ちばぎんリース 株式会社	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	リース業務	100	49.00	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 上記9社は、連結子会社及び子法人等であります。また、その他の持分法適用会社は6社であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 当行、株式会社千葉興業銀行、株式会社京葉銀行、6信用金庫、農林中央金庫、千葉県内17農業協同組合、中央労働金庫及び千葉県内3信用組合の提携により、C-NETシステム（共同資金決済システム）の相互利用によるC-NET代金回収サービスの提供を行っております。
5. 株式会社イーネット（銀行50行、他13社、合計63社の共同出資会社）との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
7. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
8. 株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
9. 株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社北洋銀行、株式会社東邦銀行、日本アイ・ビー・エム株式会社及びギンドリルジャパン株式会社との間で、「基幹系システムの共同化に係わる基本合意書」を締結しております。
10. 株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行及び株式会社群馬銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
11. 株式会社武蔵野銀行との間で、業務及び資本の提携に関して「包括提携契約書」（千葉・武蔵野アライアンス）を締結しております。
12. 株式会社横浜銀行との間で、業務提携に関する「基本合意書」（千葉・横浜パートナーシップ）を締結しております。

7. 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

8. その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1. 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐久間 英 利	取締役会長（代表取締役・グループCEO）		
米 本 努	取締役頭取（代表取締役・グループCOO）		
篠 崎 忠 義	取締役専務執行役員（グループCSO・グループCDO） 経営企画部、デジタル改革部、広報部、 経営管理部 担当		
山 崎 清 美	取締役専務執行役員（グループCBO） 営業本部長 営業本部、営業企画部、法人営業部、経 営承継コンサルティング部、地方創生 部、信託コンサルティング部、ローン営 業部、資産運用コンサルティング部、カ ード事業部、市場営業部、市場業務部 担当		
高 津 典 生	取締役常務執行役員（グループCIO） 事務企画部、システム部、業務集中部、 事務サービス部 担当		
淡 路 睦	取締役常務執行役員（グループCHRO） 人材育成部、ダイバーシティ推進 部、秘書室 担当		
田 島 優 子	取締役（社外取締役）	株式会社九州フィナンシャルグループ 取締役監査等委員（社外取締役） 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 監査役（社外監査役）	
高 山 靖 子	取締役（社外取締役）	三菱商事株式会社監査役（社外監査役） 横河電機株式会社監査役（社外監査役） コスモエネルギーホールディングス株式 会社取締役監査等委員（社外取締役）	
木 内 登 英	取締役（社外取締役）		

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
飯嶋大三	常勤監査役		
菊地和博	常勤監査役（社外監査役）		
高橋経一	常勤監査役（社外監査役）		
片山雄一	監査役		
高橋渡	監査役（社外監査役）		

- (注) 1. 2021年6月25日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって、取締役副頭取稲村幸仁、監査役福島一嘉は辞任しております。
2. 当行は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役田島優子、高山靖子、木内登英及び監査役菊地和博、高橋経一、高橋渡を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。
(年度末現在)

氏名	地位及び担当
戸塚有彦	常務執行役員（グループCRO）コンプライアンス・リスク統括部長 コンプライアンス・リスク統括部、品質管理部 担当
高山一佳	常務執行役員 本店営業部長 兼 本店営業部幸町特別出張所長
宮城和彦	常務執行役員 県外・市場営業担当 市場営業部、市場業務部 担当
福尾博永	常務執行役員 審査担当 企業サポート部、ローンサポート部 担当
麻生博章	常務執行役員 県内営業担当 営業企画部、法人営業部、経営承継コンサルティング部、地方創生部、信託コンサルティング部、ローン営業部、資産運用コンサルティング部、カード事業部 担当

(年度末現在)

氏名	地位及び担当
小高信和	執行役員 市場営業副担当
西村祐介	執行役員 東京営業部長
俣木洋一	執行役員 カード事業部長
中山登紀子	執行役員 ローン営業部長
泉京太	執行役員 企業サポート部長
田中一成	執行役員 システム部長
中村旬治	執行役員 経営管理部長
牧之瀬孝	執行役員 人材育成部長
三上幸男	執行役員 秋葉原支店長
杉原正幸	執行役員 中央支店長 兼 京成駅前支店長

(注) 常務執行役員高山一佳、宮城和彦、執行役員中山登紀子は2022年3月31日をもって辞任しております。

2. 会社役員に対する報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、2021年4月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬・経営諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬・経営諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当行の取締役の報酬は、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会が定める報酬規程に基づき、取締役会において決定することを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、固定報酬のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行の取締役の基本報酬は、月例の役位別固定報酬とし、役位別固定報酬は、役位毎の責任の重さに応じて支給するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行は金融機関としての健全性を重視しつつ、株主との一層の価値共有による経営意識の向上、業績向上に資する役員報酬制度について、指名・報酬・経営諮問委員会で適宜検討を行う。業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益等を勘案し算出された額を賞与として毎年、一定の時期に現金報酬として支給する。非金銭報酬等は、当行株価と取締役の報酬の連動性を強め、企業価値向上に対する貢献意欲や株主との一層の価値共有による経営意識を高めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、毎年一定の時期に支給する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の役員報酬制度や種類別の報酬割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参考にし、適宜、環境の変化に応じて、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役頭取）は指名・報酬・経営諮問委員会の審議の内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：賞与：非金銭報酬等＝75：5：20とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役頭取がその具体的内容について委任を受け評価配分する。取締役会は、当該権限が代表取締役頭取によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、審議の内容を尊重し決定しなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名・報酬・経営諮問委員会でその審議を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	基本報酬	賞与	非金銭報酬等
			(非業績連動)	(業績連動)	(非業績連動)
取 締 役	10人	387	314	－	73
監 査 役	8人	104	104	－	－
計	18人	491	418	－	73

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上表には、2021年6月25日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役3名を含んでおります。
 3. 業績連動報酬として、社外取締役を除く取締役に対して、賞与を支給することとしております。賞与は、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益等を勘案し算出された額を賞与として毎年、一定の時期に現金報酬として支給します。なお、2021年度より賞与を導入したため、当事業年度に費用計上した額はありません。
 4. 非金銭報酬等は、廃止した株式報酬型ストック・オプション報酬に基づく当事業年度に費用計上した15百万円および譲渡制限付株式報酬に基づく費用計上額58百万円を記載しております。
 5. 譲渡制限付株式の割当ての際の条件等は、「**①役員報酬等の内容の決定に関する方針等**」のとおりであります。2021年6月25日開催の第115期定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプションから譲渡制限付株式への移行措置として、再任取締役を対象にして、既に付与済みの未行使株式報酬型ストック・オプションを権利放棄するかわりに、同数の譲渡制限付株式を付与し、2021年度に限り、本制度へ移行するために金銭報酬枠並びに株式報酬枠とは別枠を年額959百万円以内で設定することを決議いたしました。同定時株主総会終結時の取締役は9名（うち社外取締役は3名）であります。なお、上表の非金銭報酬等には、当該移行措置として2021年7月21日付で付与した譲渡制限付株式（694,300株）に相当する報酬額471百万円は含まれておりません。
 6. 取締役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第104期定時株主総会において、年額560百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は9名です。また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第115期定時株主総会において、株式報酬の額として年額140百万円以内、発行又は処分される当行の普通株式の総数は年500,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は9名（うち社外取締役は3名）です。
 7. 監査役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第104期定時株主総会において、年額150百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役は5名です。なお、当行の監査役の報酬につきましては、独立性を確保するため、全額固定報酬とし、報酬額は監査役の協議により決定しております。
 8. 取締役会は、取締役頭取（代表取締役・グループCOO）に対し各取締役の基本報酬、賞与及び非金銭報酬等の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当行全体の業績等を勘案して各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬・経営諮問委員会がその妥当性について確認しております。

3. 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
田島優子	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
高山靖子	
木内登英	
菊地和博	
高橋経一	
高橋渡	

4. 補償契約

該当事項はありません。

5. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、保険会社との間において、当行の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は特約部分も含め当行が全額負担しております。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事項があります。

3 社外役員に関する事項

1. 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	当行と当該兼職先との関係
田島優子	株式会社九州フィナンシャルグループ 取締役監査等委員（社外取締役）	開示すべき関係はありません。
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社 監査役（社外監査役）	当行と同社グループは相互に資本出資があるほか、通常の営業取引関係にあります。
高山靖子	三菱商事株式会社監査役（社外監査役）	当行と同社は通常の営業取引関係にあります。
	横河電機株式会社監査役（社外監査役）	開示すべき関係はありません。
	コスモエネルギーホールディングス株式会社 取締役監査等委員（社外取締役）	当行と同社は通常の営業取引関係にあります。

(注) 上記の資本出資につきましては、全て議決権保有割合1%未満であります。

2. 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
田島優子	6年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	法律及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、「お客さま本位」の業務運営に関する発言を行ったほか、女性活躍推進に関する幅広い知見を基に適宜発言を行い、適切な意見を表明しております。
高山靖子	6年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、サステナビリティ経営に関する幅広い知見を基に適宜発言を行ったほか、指名・報酬・経営諮問委員会では、コーポレート・ガバナンスに関する観点から、適切な意見を表明しております。
木内登英	1年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	金融経済及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、エコノミストとしての幅広い知見を基に、日本経済の動向等について適宜発言を行ったほか、それを踏まえた営業戦略に関する適切な意見を表明しております。
菊地和博	9か月	当期の在任期間中に開催した取締役会13回すべてに、また同じく在任期間中に開催した監査役会10回すべてに出席しております。	金融（財務・会計を含む）及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
高橋経一	9か月	当期の在任期間中に開催した取締役会13回すべてに、また同じく在任期間中に開催した監査役会10回すべてに出席しております。	金融（財務・会計を含む）及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
高橋渡	9か月	当期の在任期間中に開催した取締役会13回すべてに、また同じく在任期間中に開催した監査役会10回すべてに出席しております。	千葉県行政に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。

3. 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8人	102	—

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記には、2021年6月25日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおりません。

4. 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

1. 株式数

発行可能株式総数 2,500,000千株
発行済株式の総数 815,521千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当年度末株主数

32,946名

3. 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	千株 120,515	% 16.34
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	37,940	5.14
日本生命保険相互会社	26,870	3.64
第一生命保険株式会社	23,607	3.20
損害保険ジャパン株式会社	18,537	2.51
明治安田生命保険相互会社	18,291	2.48
住友生命保険相互会社	17,842	2.42
株式会社三菱UFJ銀行	17,707	2.40
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	14,534	1.97
株式会社京葉銀行	10,187	1.38

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数(78,374千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

4. 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の種類および数
取締役（社外取締役を除く）	6人	当行普通株式 808,288株
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注）上記株式の数には、株式報酬型ストック・オプション制度からの移行措置として2021年7月21日付で付与した譲渡制限付株式694,300株が含まれております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY 新日本有限責任監査法人	107	(注2) (注3) (注4)
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三浦 昇		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 暢子		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央		

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、財務に関する相談業務等であります。
なお、当該業務に係る報酬等は28百万円であります。
4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は138百万円であります。
5. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2. 責任限定契約

該当事項はありません。

3. 補償契約

該当事項はありません。

4. 会計監査人に関するその他の事項

- イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当行は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。
- ロ. 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実
該当事項はありません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

1. 業務の適正を確保する体制の整備についての決議の内容

当行は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 「千葉銀行グループの企業行動指針」や「役職員行動指針」を含む「コンプライアンス規程」を定め、役職員の行動指針を明確にするとともに、具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を通じ、その徹底を図る。
ロ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断する。
ハ. コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス統括部署を定める等、コンプライアンス体制を整備する。
ニ. コンプライアンス充実のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を定期的に策定して、これを実施する。
ホ. 取締役会は、コンプライアンスに関する重要事項の決定を行うとともに、定期的にコンプライアンスに関する報告を受ける。
ヘ. 監査役及び業務執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。
ト. 役職員の法令違反等に関する通報を職員等から直接受け付ける内部通報制度を整備し、制度に基づいて通報を行った職員等に不利益な取扱いを行わないようにするなど適切な運用を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令の定めによるほか、行内規程により議事録・稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 「リスク管理の基本方針」及び各種リスク管理規程を定め、各種リスクの管理部署及び当行全体のリスクの統合管理部署を明確にする等、リスク管理体制を整備する。
ロ. 取締役会は、リスク管理に関する重要事項の決定を行うとともに、定期的にリスク管理に関する報告を受ける。
ハ. 監査役及び内部監査部署は、リスク管理体制の有効性及び適切性等、リスク管理に関する監査を行う。

二. 大規模災害、大規模システム障害等、不測の事態を想定した危機管理計画を策定し、必要に応じて訓練を実施する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会において中期経営計画・営業施策等重要な職務の執行を決定するとともに、その進捗等について報告を受ける。

ロ. 取締役会決議により定める取締役及び執行役員にて構成する「経営会議」において、取締役の職務の執行に関する事項を幅広く協議する。

ハ. 執行役員制度の採用により、意思決定及び取締役の監督機能と、業務執行機能を分離し、意思決定及び業務執行の迅速化・効率化を図る。

二. 取締役の職務の執行については、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等において執行権限・執行手続等を定め、効率的な業務運営を図る。

5 当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当行及びその子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するため、当行グループ会社に対する管理方法等、グループ運営の基本的な枠組みを記載した「グループ会社管理規程」を定め、当行は子会社各社（以下「各社」という。）に対し、必要に応じて取締役及び監査役を派遣するなど、一体的な管理体制を整備する。

ロ. 各社は、当行のコンプライアンス規程、各種リスク管理規程等に準じて諸規程を定めるとともに、各社のコンプライアンスやリスク管理を当行の管理部署が統括する体制とし、さらに、当行の内部監査部署が各社の内部監査を実施して、当行グループ全体の業務の適正を確保する。

ハ. 各社の重要な業務執行にあたっては、当行へ適時・適切に協議・報告を行う体制とするとともに、当行と各社の役員が定期的に意見交換を行い、当行グループの経営課題について情報を共有化する。

二. 当行及び各社は、相互に不利益を与えないよう銀行法の定めるアームズレングスルールを遵守する。

ホ. 当行及び各社は、財務報告に係る内部統制規程を制定するとともに、内部統制統括部署を定める等、財務報告の信頼性確保のための体制を整備する。

6 監査役を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 執行部門から独立した組織として監査役室を設置する。

ロ. 監査役の指揮命令のもとで監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を監査役室に配属する。

ハ. 監査役補助者は業務執行に係る役職を兼務しないこととするとともに、人事異動等については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。

ロ. 前記に関わらず、監査役会は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会ほか重要会議への出席、内部監査部署・会計監査人との連携等を通じ、監査役の監査の実効性を確保する。

ロ. 代表取締役は監査役と定期的に意見交換を行い、相互認識と信頼関係を維持する。

ハ. 監査役の職務の執行に必要な費用は、監査役の請求に応じて当行が負担する。

2. 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当事業年度における当行の業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行

当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「コーポレート・ガバナンスに関する方針」を公表しております。当行は、「グループチーフオフィサー（CxO）制」を導入しており、グループCEOによる全体統括のもと、所管分野の責任者としてグループチーフオフィサーを配置することでグループ統合的な経営管理体制を構築しております。「定時取締役会」を12回、「臨時取締役会」を4回開催し、業績計画や人材戦略など重要な業務執行の決定を行うとともに、中期経営計画の進捗状況報告などを通じて、取締役の職務執行の監督を適切に行っております。また、取締役会の運営において、重要な議案の審議に十分な時間を割き議論を活性化させるため、議案の新設や統合など付議議案の見直しを行ったほか、取締役会の議案以外で中長期的な重要テーマに関するフリーディスカッションを実施しました。その他、取締役会において指名された取締役及び執行役員で構成される「経営会議」を合計44回開催し、取締役の職務の執行に関する事項等を幅広く協議しております。（基本方針

①、②、③、④）

② コンプライアンス体制

時代の変化、要請を踏まえて、2021年4月に「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」等を改定しました。「コンプライアンス・プログラム」を取締役会で年度毎に策定、「コンプライアンス委員会」を12回開催し、同プログラムの実施状況やコンプライアンス違反に係る真因分析にもとづく再発防止策の検討、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策の一層の高度化に向けた実施状況などについて、都度審議を行い、重要な事項を取締役会へ報告しました。また、行内外に内部通報窓口を設置し、態勢を強化するとともに、通報者保護ルールを適切に運用しております。（基本方針①イ～ホ、ト）

③ リスク管理体制

「ALM委員会」を12回、「信用リスク管理委員会」を4回、「オペレーショナル・リスク管理委員会」を2回開催し、リスク毎の対応方針を協議したほか、四半期毎に「統合リスク管理の状況」、半期毎に「市場・流動性リスクの状況」「信用リスクの状況」等を取締役会へ報告しているほか、被監査部門から独立した監査部が、本部、営業店及び子会社等の内部監査を実施し、内部監査結果、指摘事項等を毎月

「内部監査委員会」及び取締役会へ報告しております。また、サイバー攻撃の発生状況と対策強化、及びサイバー攻撃に係る管理体制等について、定期的に取り締役会へ報告するとともに、危機的な事態の発生を想定した対策本部立上げ訓練や重要業務取扱訓練等を実施したほか、新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、「業務継続マニュアル（感染症編）」を改定しました。その他、新型コロナウイルスへの対応状況、業務継続対策等について取締役会などへ報告するなど適切に対応しております。（基本方針③イ、ロ、二）

④ 当行グループにおける業務の適正の確保

グループCEOによる全体統括のもと、グループチーフオフィサー（CxO）を所管分野の責任者として配置することで、グループ統合的な経営管理体制としております。2021年4月に高い専門スキルを持つ人材の確保・育成・配置など、グループ全体の人事戦略を統括するグループCHRO（最高人事責任者）を新たに配置しました。また、「グループ会社管理規程」に基づきグループ一体経営を強化しており、グループ各社を所管する担当役員の配置や監査役の派遣、当行の管理部署による各社のコンプライアンスやリスク管理の統括、当行監査部による各社への監査の実施等により、当行グループにおける業務の適正の確保に努めております。「グループ統括委員会」において、各社の経営状況や諸課題を把握していることに加えて、銀行・グループ間のさらなる連携による相乗効果を発揮することを目的として、「グループ推進会議」を新設しました。（基本方針⑤）

⑤ 監査役監査の実効性の確保

監査役会設置会社の機関設計を採用し、監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要書類の閲覧、本部・支店への往査、取締役・部長へのヒアリング、グループ監査役会議等を通じ、客観的・合理的な監査を実施しました。また、監査役は、代表取締役及び社外取締役と定期的に意見交換を行っているほか、監査部、会計監査人と十分な連携を確保しております。なお、監査役による監査等の業務や監査役会の運営を円滑に行うため、業務執行者から独立した監査役室を設置し、監査役室長がこれらの役割を担い、監査役への迅速な報告、連絡及び緊密な連携を行っております。（基本方針①へ、③ハ、⑥、⑦、⑧）

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

1. 責任限定契約

該当事項はありません。

2. 補償契約

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

計算書類等

第116期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	4,197,816
現金	78,492
預け金	4,119,323
コールローン	152,070
買現先勘定	14,999
買入金銭債権	10,400
特定取引資産	137,929
商品有価証券	5,622
商品有価証券派生商品	12
特定金融派生商品	13,474
その他の特定取引資産	118,818
金銭の信託	2,079
有価証券	2,463,245
国債	163,323
地方債	365,453
社債	524,890
株式	249,507
その他の証券	1,160,070
貸出金	11,691,342
割引手形	10,096
手形貸付	158,461
証書貸付	10,620,393
当座貸越	902,391
外国為替	5,970
外国他店預け	4,862
買入外国為替	2
取立外国為替	1,105
その他資産	191,539
前払費用	899
未収収益	12,593
先物取引差入証拠金	4,202
先物取引差金勘定	87
金融派生商品	56,533
金融商品等差入担保金	86,787
その他の資産	30,435
有形固定資産	118,724
建物	51,834
土地	59,238
建設仮勘定	2,129
その他の有形固定資産	5,522
無形固定資産	14,164
ソフトウェア	10,437
その他の無形固定資産	3,727
前払年金費用	14,908
支払承諾見返	23,657
貸倒引当金	△27,638
資産の部合計	19,011,209

科 目	金 額
負債の部	
預金	14,787,688
当座預金	317,470
普通預金	10,447,199
貯蓄預金	291,744
通知預金	6,183
定期預金	3,415,830
その他の預金	309,260
譲渡性預金	608,959
コールマネー	681,777
売現先勘定	13,945
債券貸借取引受入担保金	262,547
特定取引負債	10,448
特定金融派生商品	10,448
借入金	1,324,536
借入金	1,324,536
外国為替	576
売渡外国為替	100
未払外国為替	475
社債	103,331
信託勘定借	8,883
その他負債	166,519
未決済為替借	54
未払法人税等	7,352
未払費用	7,939
前受収益	2,716
先物取引差金勘定	15
金融派生商品	74,566
金融商品等受入担保金	5,603
その他の負債	68,270
睡眠預金払戻損失引当金	1,296
ポイント引当金	432
繰延税金負債	26,290
再評価に係る繰延税金負債	10,407
支払承諾	23,657
負債の部合計	18,031,298
純資産の部	
資本金	145,069
資本剰余金	122,134
資本準備金	122,134
利益剰余金	647,883
利益準備金	50,930
その他利益剰余金	596,953
固定資産圧縮積立金	351
別途積立金	540,971
繰越利益剰余金	55,630
自己株式	△53,108
株主資本合計	861,978
その他有価証券評価差額金	102,942
繰延ヘッジ損益	5,198
土地再評価差額金	9,791
評価・換算差額等合計	117,932
純資産の部合計	979,911
負債及び純資産の部合計	19,011,209

第116期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		203,209
資金運用収益	141,776	
貸出金利息	103,378	
有価証券利息配当金	34,560	
コールローン利息	274	
買現先利息	0	
債券貸借取引受入利息	0	
預け金利息	3,502	
その他の受入利息	59	
信託報酬	115	
役務取引等収益	46,303	
受入為替手数料	7,273	
その他の役務収益	39,030	
特定取引収益	1,113	
商品有価証券収益	156	
特定金融派生商品収益	937	
その他の特定取引収益	19	
その他業務収益	4,207	
外国為替売買益	2,046	
国債等債券売却益	1,648	
金融派生商品収益	410	
その他の業務収益	102	
その他経常収益	9,693	
償却債権取立益	1,745	
株式等売却益	6,021	
金銭の信託運用益	189	
その他の経常収益	1,736	
経常費用		129,559
資金調達費用	9,952	
預金利息	703	
譲渡性預金利息	347	
コールマネー利息	△195	
売現先利息	24	
債券貸借取引支払利息	248	
借入金利息	134	
社債利息	1,518	
金利スワップ支払利息	7,030	
その他の支払利息	140	
役務取引等費用	18,866	
支払為替手数料	1,194	
その他の役務費用	17,672	
その他業務費用	3,163	
国債等債券売却損	3,092	
国債等債券償却	8	
その他の業務費用	61	
営業経費	84,299	
その他経常費用	13,277	
貸倒引当金繰入額	3,815	
貸出金償却	4,550	
株式等売却損	212	
株式等償却	3,098	
その他の経常費用	1,600	
経常利益		73,650

第116期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
特別利益		92
固定資産処分益	92	
特別損失		481
固定資産処分損	409	
減損損失	71	
税引前当期純利益		73,261
法人税、住民税及び事業税	18,375	
法人税等調整額	2,558	
法人税等合計		20,933
当期純利益		52,328

第116期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	4,201,429
コールローン及び買入手形	152,070
買現先勘定	14,999
買入金銭債権	21,404
特定取引資産	138,757
金銭の信託	9,879
有価証券	2,482,224
貸出金	11,646,721
外国為替	5,970
その他資産	279,891
有形固定資産	125,937
建物	54,793
土地	62,496
建設仮勘定	2,129
その他の有形固定資産	6,518
無形固定資産	14,450
ソフトウェア	10,726
その他の無形固定資産	3,724
退職給付に係る資産	16,576
繰延税金資産	3,924
支払承諾見返	25,771
貸倒引当金	△35,246
資産の部合計	19,104,764

(単位：百万円)

科 目	金 額
負債の部	
預金	14,771,202
譲渡性預金	552,959
コールマネー及び売渡手形	681,777
売現先勘定	13,945
債券貸借取引受入担保金	262,547
特定取引負債	10,448
借入金	1,336,732
外国為替	576
社債	103,331
信託勘定借	8,883
その他負債	233,541
退職給付に係る負債	732
役員退職慰労引当金	152
睡眠預金払戻損失引当金	1,296
ポイント引当金	746
特別法上の引当金	24
繰延税金負債	30,595
再評価に係る繰延税金負債	10,407
支払承諾	25,771
負債の部合計	18,045,673
純資産の部	
資本金	145,069
資本剰余金	122,134
利益剰余金	714,455
自己株式	△53,108
株主資本合計	928,550
その他有価証券評価差額金	114,391
繰延ヘッジ損益	5,198
土地再評価差額金	9,791
退職給付に係る調整累計額	1,159
その他の包括利益累計額合計	130,541
純資産の部合計	1,059,091
負債及び純資産の部合計	19,104,764

第116期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		236,092
資金運用収益	138,070	
貸出金利息	103,344	
有価証券利息配当金	30,795	
コールローン利息及び買入手形利息	274	
買現先利息	0	
債券貸借取引受入利息	0	
預け金利息	3,505	
その他の受入利息	150	
信託報酬	115	
役務取引等収益	56,915	
特定取引収益	4,153	
その他業務収益	4,148	
その他経常収益	32,689	
償却債権取立益	1,777	
その他の経常収益	30,912	
経常費用		157,264
資金調達費用	9,993	
預金利息	703	
譲渡性預金利息	346	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△195	
売現先利息	24	
債券貸借取引支払利息	248	
借入金利息	170	
社債利息	1,518	
その他の支払利息	7,177	
役務取引等費用	18,338	
その他業務費用	3,163	
営業経費	91,131	
その他経常費用	34,637	
貸倒引当金繰入額	4,373	
その他の経常費用	30,264	
経常利益		78,827
特別利益		92
固定資産処分益	92	
特別損失		542
固定資産処分損	456	
減損損失	85	
税金等調整前当期純利益		78,378
法人税、住民税及び事業税	21,130	
法人税等調整額	2,750	
法人税等合計		23,880
当期純利益		54,498
親会社株主に帰属する当期純利益		54,498

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社千葉銀行
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 昇

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 柴 則 央

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社千葉銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社千葉銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 昇

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 柴 則 央

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社千葉銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

株式会社 千葉銀行 監査役会

常勤監査役	飯 嶋 大 三 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	菊 地 和 博 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	高 橋 経 一 ㊟
監 査 役	片 山 雄 一 ㊟
監 査 役（社外監査役）	高 橋 渡 ㊟

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、金融機関を取り巻く経営環境の変化に備えるため、内部留保に意を用いるとともに、当期の収益状況等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- 1 配当財産の種類
金 銭

- 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき金13円
総額9,582,911,286円
なお、昨年12月に中間配当金として11円をお支払いいたしましたので、年間にお支払いする配当金は1株につき24円となります。

- 3 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

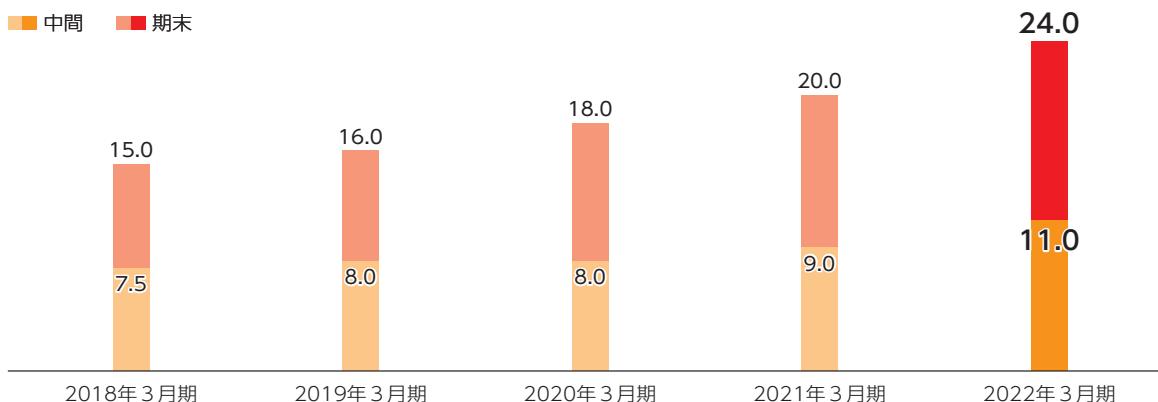
- 1 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金
35,000,000,000円

- 2 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金
35,000,000,000円

■ 配当額の推移

■ 中間 ■ 期末

(単位：円)



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	(削 除)

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役篠崎忠義、高津典生、木内登英の3名は本総会終結の時をもって任期が満了しますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	<small>しの</small> 篠 <small>ざき</small> 崎 <small>ただ</small> 忠 <small>よし</small> 義 再任	取締役専務執行役員
2	<small>たか</small> 高 <small>つ</small> 津 <small>のり</small> 典 <small>お</small> 生 再任	取締役常務執行役員
3	<small>き</small> 木 <small>うち</small> 内 <small>たか</small> 登 <small>ひで</small> 英 再任 社外 独立	取締役（社外取締役）

社外：社外取締役候補者 独立：独立役員候補者



1965年2月21日生

■ 所有する当行の株式の数
96,792株

1 しの ぎさ ただ よし 篠崎 忠義

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年 4月	当行入行	2021年 4月	同取締役専務執行役員グループCSO（最高企画責任者）、グループCDTO（最高デジタル・トランスフォーメーション責任者）
2013年 6月	同市場営業部長	2022年 4月	同取締役専務執行役員グループCSO（最高企画責任者）（現任）
2016年 6月	同経営企画部長		
2017年 6月	同執行役員 経営企画部長		
2018年 6月	同取締役常務執行役員 グループCSO（最高企画責任者） 企画本部長		
2019年 6月	同取締役専務執行役員 グループCBO（最高営業責任者） 営業本部長		

取締役候補者とした理由

ロンドン支店長、市場営業部長、経営企画部長等を歴任したほか、2018年6月より取締役に務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、取締役候補者いたしました。



1962年11月4日生

■ 所有する当行の株式の数
125,517株

2 たか つ のり お 高津 典生

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年 4月	当行入行	2018年 6月	同取締役常務執行役員 グループCIO（最高情報責任者） オペレーション本部長
2010年 6月	同システム部長	2021年 4月	同取締役常務執行役員グループCIO（最高情報責任者）（現任）
2015年 6月	同執行役員 システム部長		
2016年 6月	同取締役執行役員 事務企画部・システム部・業務集中部・事務サービス部担当		
2017年 6月	同取締役常務執行役員 事務企画部・システム部・業務集中部・事務サービス部担当		

取締役候補者とした理由

システム部長等を歴任したほか、2016年6月より取締役に務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、取締役候補者いたしました。



1963年11月29日生

■ 所有する当行の株式の数
0株

3 きうち たかひで 木内 登英

再任 社外 独立

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年 4月	株式会社野村総合研究所入社	2012年 7月	日本銀行 政策委員会審議委員
2002年 6月	同経済研究部 日本経済研究室長	2017年 7月	株式会社野村総合研究所 エグゼクティブ・エコノミスト (現任)
2004年 6月	野村証券株式会社 金融経済研究所調査部次長 兼 日本経済調査課長	2020年 6月	当行社外取締役 (現任)
2007年 6月	同金融経済研究所 経済調査部長 兼 チーフエコノミスト		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木内登英氏は、株式会社野村総合研究所及び野村証券株式会社において、エコノミストとして国内外で職歴を重ね、高い専門性を備えており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断しております。

また、同氏は、日本銀行の最高意思決定機関である政策委員会の審議委員として金融施策の審議等を担った経験を有しており、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したため、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 木内登英氏は、社外取締役候補者であります。
3. 木内登英氏は、当行が定める「独立性判断基準」を満たしております。また、東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。
4. 当行は、社外取締役候補者である木内登英氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当行は保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任された場合には各氏は当該保険契約の被保険者となります。当該契約は、当行取締役を含む被保険者の業務執行に起因した第三者訴訟、或いは株主代表訴訟により負担する損害賠償金、争訟費用の損害をてん補することとしております。

ご参考：取締役及び監査役のスキルマトリックス

当行取締役（現職及び選任候補者）及び監査役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

役職						
	佐久間 英利	米本 努	篠崎 忠義	山崎 清美	高津 典生	淡路 睦
	取締役会長 (代表取締役) グループCEO	取締役頭取 (代表取締役) グループCOO	取締役専務執行役員 グループCSO	取締役専務執行役員 グループCBO 営業本部長	取締役常務執行役員 グループCIO	取締役常務執行役員 グループCDTO グループCHRO
企業経営／組織運営	●	●	●	●	●	●
財務会計／金融	●	●	●	●	●	●
リスク管理／法務	●	●	●	●	●	●
地域営業／地方創生	●	●	●	●		●
国際／市場運用	●	●	●	●		
IT／デジタル	●	●	●		●	●

※本一覧表は、各人の有するすべての専門性や経験を表すものではありません。

 田島 優子 取締役 (社外取締役)	 高山 靖子 取締役 (社外取締役)	 木内 登英 取締役 (社外取締役)	 飯嶋 大三 常勤監査役	 菊地 和博 常勤監査役 (社外監査役)	 高橋 経一 常勤監査役 (社外監査役)	 片山 雄一 非常勤監査役	 高橋 渡 非常勤監査役 (社外監査役)
●	●		●	●	●	●	●
		●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●
			●	●	●	●	●
		●	●	●	●		
		●			●	●	

以上

<ご参考> 当行の「独立性判断基準」

当行における社外取締役または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近^(注1)において次のいずれの要件にも該当しない者とする。

- ①当行を主要な取引先^(注2)とする者またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- ②当行の主要な取引先^(注3) またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- ③当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている
コンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- ④当行を主要な取引先^(注2)とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等
- ⑤当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑥当行の主要株主^(注4) またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑦次に掲げる者（重要^(注5)でない者を除く）の近親者^(注6)
 - A. 上記①～⑥に該当する者
 - B. 当行及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等

(注1) 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

(注2) 当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の1%以上の支払いのある先

(注3) 当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の1%以上の支払いのある先

(注4) 総議決権の10%以上を保有する株主

(注5) 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士

(注6) 二親等内の親族

以上

株主総会 会場のご案内

場 所：千葉市中央区千葉港1番2号
当行本店3階大ホール



交通の ご案内

■ 京葉線	千葉みなと駅	から徒歩約 8 分
■ 京成千葉線	新千葉駅	から徒歩約 11 分
■ 千葉都市モノレール	市役所前駅	から徒歩約 8 分

お願い：会場内を全面禁煙としており、喫煙所はございません。ご理解、ご協力のほど
お願い申し上げます。

